

種類株式の活用と法務・会計・税務

ど一定の事項については、甲種類株主総会の決議を経る必要があるとするものである。

国際石油開発による甲種類株式の発行は、資金調達手段ではなく、同社が国策会社であることから、外資による経営支配や投機目的による敵対的買収等に対抗するため、政府が拒否権を通じてコントロールを保持できるように行われた、と指摘されている⁽⁸⁾。

(10) 伊藤園・第51期有価証券報告書、同社HP (https://www.itoen.co.jp/finance_ir/preferred_stocks/)参照。

(11) 伊藤園の種類株式発行には、ライブドア・ニッポン放送事件や村上ファンド等を背景として「もの言う株主」の存在の高まりにより敵対的企業買収の脅威に対する危機感があつた、との指摘もある(前掲注⑧・大崎440頁)。

(12) CYBERDYNEの有価証券届出書(新規公開時)の4頁。

(13) トヨタ・第一回A型種類株式の発行、A型種類株式の新設に係る定款一部変更および第1回A型種類株式発行に応じた自己株式取得に関するお知らせ。

(14) これに反対する見解として、太田幸著「上場会社による種類株式の活用と課題(上)」(旬刊商事法務2009号13頁)がある。

(15) http://www.sony.co.jp/SonyInfo/News/Press_Archive/2001/1/00-056a/ 平成13年11月の商法改正前に当時の商法の枠内でトラッキング・ストック形式で発行されたことから「日本版トラッキング・ストック」などと呼ばれた。

(16) ただし、トラッキング・ストックについて配当金額がゼロになる場合もあり得るので、その限りでは剰余金の配当に関する優先株式とはいえない、との指摘もある(神田秀樹著「会社法(第18版)」84頁)。

(17) 平成17年4月に石油公団が解散したことに伴い、現在では経済産業大臣が甲種類株式を保有する。

(18) 前掲注⑧・大崎438頁

第4章

支配権維持、資金調達、企業再生etc. 非上場会社の 種類株式の活用ポイント

非上場会社における 種類株式の活用

非上場会社においては、前記のような金融商品取引所による規制が及ばず、より柔軟に種類株式を用いることが可能である。特に、第2章で紹介をしたとおり、非公開会社においては、株式の属人的定めをおくことができる。

非上場会社において種類株式が活用される主要な場面としては、中小企業の事業承継や、ベンチャー企業におけるベンチャーファンドによる投資のための種類株式の発行が挙げられる。ジョイントベンチャーにおいては取締役の選解任や議決権に関する種類株式が発行されることがある。また、中小企業においては、資本政策や企業再建、その他資金調達目的で種類株式が活用されることが

ある。

そこで、第4章においては、非上場会社における種類株式の主要な活用例である、事業承継およびベンチャー企業における種類株式について説明を行ったうえで、非上場会社におけるその他の種類株式の利用方法についても簡単に言及する。

事業承継における 種類株式の利用

非公開会社における事業承継の手法として、種類株式が用いられることが多い。

ここで、株Pの創業者であるAがその長男であるC(Aには他に妻Bおよび次男Dがいるとする)に對して事業を承継させようとする事例を考える。

このような場合に、もっともシンプルな方法として、Pが創業者Aに

対してのみ議決権のある株式1株を発行し、その他の議決権を無議決権とすることが考えられる。創業者Aは、長男Cに対して議決権のある株式を相続させる旨の遺言を作成する。創業者Aが亡くなった場合には、長男Cのみが議決権を有する株式を取得し、残りの株式について法定相続分に従って相続がされたとしても長男Cのみが議決権を有することとなるため、創業者Aから長男Cに対して事業が承継されることとなる。

同様のことは、拒否権付株式1株を発行する場合⁽⁹⁾や、非公開会社における株式の属人的定めとして、長男Cに承継される株式のみが議決権を有するよう設計することでも可能である。特に、属人的定めについては登記を要しない利点がある⁽²⁰⁾。

このバリエーションとして、一定の範囲で、妻Bや次男Dが意見をいえるようにしたい場合には、創業者